

平成 2 1 年 9 月 3 0 日

地権者の皆様へ

くぬぎ山地区自然再生協議会会長事務代理  
埼玉県環境部みどり再生課長 櫻井 郁夫

**くぬぎ山地区自然再生協議会への参加等に係る意向調査への  
御協力について（依頼）**

初秋の候、皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は、くぬぎ山地区をかつての武蔵野の平地林のような、多様な環境を有する自然に再生することを目標に定め、地権者、市民団体、個人、学識経験者、行政で構成し、平成 1 6 年 1 1 月に発足しました。

皆様御承知のとおり、くぬぎ山地区の土地の大部分は民有地であり、地権者の協力なしには自然再生事業（※）を行うことはできません。

しかしながら、平成 1 9 年に「くぬぎ山を考える地権者の会」が退会し、その後平成 2 1 年 6 月に行った地権者アンケートの結果により行政が行う近郊緑地保全区域の指定についても困難な状況となりました。

そこで、さる 9 月 1 2 日に第 1 6 回協議会を開催し、今後の協議会の在り方を検討したところ、改めて樹林地を所有する地権者の御参加、御協力の意向を確認させていただこうとの結論に至りました。

ついては、当協議会に対する皆様の意向をお尋ねいたしますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、御協力をお願いいたします。

**【調査票回答の注意事項】**

- この通知は、くぬぎ山地区内において樹林地を所有する方に送付しています。この意向調査は、公開されている土地登記簿により送付しておりますが、万一相違する場合は御容赦ください。
- 御回答いただいた内容は、協議会において全委員に公開され、検討資料として使わせていただきます。その点を御理解の上、御回答をお願いします。

- 協議会に参加等していただける方へは、別途御連絡しますので、必ず連絡先を御記入ください。
- 御記入いただきました調査票は、平成21年10月31日(土)までに同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください(切手不要)。

【添付資料】

- 1 くぬぎ山地区における自然再生事業について
- 2 くぬぎ山地区自然再生協議会の経緯
- 3 くぬぎ山地区自然再生協議会委員名簿(平成21年8月19日現在)

※ 自然再生事業とは別添の資料1のとおりですが、くぬぎ山地区自然再生協議会として、今後の具体的な取り組みは未定です。

- このアンケート調査について、御不明な点・疑問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

くぬぎ山地区自然再生協議会 代表事務局  
埼玉県 みどり再生課 自然再生事業担当 TEL 048-830-3149(直通)